

旭川医科大学政府調達細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(平成31年1月18日学長裁定)

旭川医科大学政府調達細則の一部を改正する細則

旭川医科大学政府調達細則(平成16年7月14日学長裁定)の一部について、下表右欄(「現行」欄)を同表左欄(「改正後」欄)のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>第1条～第3条 (略) <u>(参加のための条件)</u> (新設)</p> <p><u>第4条 国立大学法人旭川医科大学長(以下「学長」という。)又はその委任を受けた職員は、調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができるが、関連する過去の経験を自国の領域において取得していることを条件として課してはならない。</u></p> <p>(競争参加者の資格に関する審査等)</p> <p>第5条 学長又はその委任を受けた職員は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、<u>旭川医科大学契約細則(平成17年11月1日事務局長裁定。以下「契約細則」という。)</u>第6条第2項の規定による資格の審査については、随時に、行わなければならない。</p> <p><u>2 供給者登録制度(関心を有する供給者が登録し、一定の情報を提供することを要求するもの)を維持する場合には、供給者がいつでも登録を申請することができることとし、かつ、学長又はその委任を受けた職員は、合理的に短い期間内に、関心を有する供給者に対し登録が許可されたかどうかを通知しなければならない。</u> (新設)</p> <p><u>3 学長又はその委任を受けた職員は、契約細則第6条第1項の規定により一般競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契</u></p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(競争参加者の資格に関する審査等)</p> <p>第4条 学長又はその委任を受けた職員は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、<u>国立大学法人旭川医科大学会計規程(平成16年旭医大達第152号。以下「会計規程」という。)</u>の規定による資格の審査については、随時に、行わなければならない。</p> <p>2 学長又はその委任を受けた職員は、<u>会計規程</u>の規定により一般競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見</p>

約の締結が見込まれる年度ごとに、当該資格の基本となるべき事項並びに契約細則第6条第2項に規定する申請の時期及び方法等について、官報により公示しなければならない。

4 学長又はその委任を受けた職員は、契約細則第32条の規定により指名競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、随時に、指名競争に参加しようとする者の申請を待って、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

5 学長又はその委任を受けた職員は、契約細則第32条の規定により指名競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結の見込まれる年度ごとに、当該資格の基本となるべき事項並びに契約細則第6条第2項に規定する申請の時期及び方法等について、官報により公示しなければならない。

6 学長又はその委任を受けた職員は、第3項及び前項の公示において、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

(1) 調達する物品等及び特定役務の種類

(2) 契約細則第6条第1項又は第32条に規定する資格の有効期限及び当該期間の更新手続

7 学長又はその委任を受けた職員は、特定調達契約に関する事務については、指名競争に参加する資格を有する者の名簿を作成しなければならない。

(一般競争の公告)

第6条 契約を担当する職員は、特定調達契約につき一般競争に付そうとするときは、その入札の期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで）に官報により公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日まで短縮する

込まれる年度ごとに、当該資格の基本となるべき事項並びに本学の会計規程に規定する申請の時期及び方法等について、官報により公示しなければならない。

3 学長又はその委任を受けた職員は、会計規程の規定により指名競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、随時に、指名競争に参加しようとする者の申請を待って、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

4 学長又はその委任を受けた職員は、会計規程の規定により指名競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結の見込まれる年度ごとに、当該資格の基本となるべき事項並びに本学の会計規程に規定する申請の時期及び方法等について、官報により公示しなければならない。

5 学長又はその委任を受けた職員は、第2項及び前項の公示において、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

(1) 調達する物品等及び特定役務の種類

(2) 会計規程に規定する資格の有効期限及び当該期間の更新手続

6 学長又はその委任を受けた職員は、特定調達契約に関する事務については、指名競争に参加する資格を有する者の名簿を作成しなければならない。

(一般競争の公告)

第5条 契約を担当する職員は、特定調達契約につき一般競争に付そうとするときは、その入札の期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで）に官報により公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日まで短縮する

ことができる。

- 2 契約を担当する職員は、入札者若しくは落札者が不在の場合又は落札者が契約を結ばない場合において、更に入札に付そうとするときは、前項による入札公告の期間を短縮することはできないものとする。

(一般競争について公告する事項)

第7条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 競争執行の場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定されている物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付
- (7) 旭川医科大学契約細則（平成17年11月1日事務局長裁定。以下「契約細則」という。）第8条の規定による申請の時期及び場所
- (8) 第12条に規定する文書の交付に関する事項
- (9) 落札者の決定の方法

- 2 契約を担当する職員は、前項の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

- 3 契約を担当する職員は、第1項の規定による公告において、当該職員の氏名及びその所属する部局の名称並びに契約の手続きにおいて使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を、英

ことができる。

- 2 契約を担当する職員は、入札者若しくは落札者が不在の場合又は落札者が契約を結ばない場合において、更に入札に付そうとするときは、前項による入札公告の期間を短縮することはできないものとする。

(一般競争について公告する事項)

第6条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 競争執行の場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定されている物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付
- (7) 旭川医科大学契約細則（平成17年11月1日事務局長裁定。以下「契約細則」という。）第8条の規定による申請の時期及び場所
- (8) 第10条に規定する文書の交付に関する事項
- (9) 落札者の決定の方法

- 2 契約を担当する職員は、前項の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

- 3 契約を担当する職員は、第1項の規定による公告において、当該職員の氏名及びその所属する部局の名称並びに契約の手続きにおいて使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を、英

語、フランス語又はスペイン語により、記載するものとする。

- (1) 調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量
- (2) 入札期日又は契約細則第8条の規定による申請の時期
- (3) 契約を担当する職員の氏名及びその所属する部局の名称
(指名競争の公示等)

第8条 契約を担当する職員は、特定調達契約につき指名競争に付そうとするときは、第6条第1項の規定の例により、公示をしなければならない。

- 2 前項の規定による公示は、前条の規定により一般競争について公告をするものとされている事項のほか、契約細則第31条に基づく指名競争において指名されるために必要な条件についても、行うものとする。
- 3 前項の基準により指名される競争参加者に対しては、前条第1項第1号及び第3号から第5号までに掲げる事項を第1項の規定による公示の日において、当該競争参加者に通知するものとする。
- 4 前項の場合においては、前項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。
 - (1) 一連の調達契約にあつては、前条第1項第6号に掲げる事項
 - (2) 契約の手續において使用する言語
(公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者の取扱い)

第9条 学長又はその委任を受けた職員は、契約を担当する職員が、特定調達契約につき一般競争に付そうとする場合において公告をし、又は指名競争に付そうとする場合において前条第1項の規定による公示をした後、当該公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者から、競争参加者の資格について申請があつたときは、第5条第3項の規定により、速やかに、その者が同条第1項に規定する資格を有するか否かについて審査をしなければなら

語、フランス語又はスペイン語により、記載するものとする。

- (1) 調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量
- (2) 入札期日又は契約細則第8条の規定による申請の時期
- (3) 契約を担当する職員の氏名及びその所属する部局の名称
(指名競争の公示等)

第7条 契約を担当する職員は、特定調達契約につき指名競争に付そうとするときは、第5条第1項の規定の例により、公示をしなければならない。

- 2 前項の規定による公示は、前条の規定により一般競争について公告をするものとされている事項のほか、契約細則第31条に基づく指名競争において指名されるために必要な条件についても、行うものとする。
- 3 前項の基準により指名される競争参加者に対しては、前条第1項第1号及び第3号から第5号までに掲げる事項を第1項の規定による公示の日において、当該競争参加者に通知するものとする。
- 4 前項の場合においては、前項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。
 - (1) 一連の調達契約にあつては、前条第1項第6号に掲げる事項
 - (2) 契約の手續において使用する言語
(公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者の取扱い)

第8条 学長又はその委任を受けた職員は、契約を担当する職員が、特定調達契約につき一般競争に付そうとする場合において公告をし、又は指名競争に付そうとする場合において前条第1項の規定による公示をした後、当該公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者から、競争参加者の資格について申請があつたときは、第4条第2項の規定により、速やかに、その者が同条第1項に規定する資格を有するか否かについて審査をしなければなら

ない。

- 2 契約を担当する職員は、特定調達契約に係る指名競争の場合においては、前項に規定する審査の結果、第5条第1項に規定する資格を有すると認められた者のうちから、指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、前条第3項に規定する事項及び第4項各号に掲げる事項を通知しなければならない。
- 3 契約を担当する職員は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請を行った者から入札書が第1項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札のときにおいて、一般競争の場合にあつては第5条第1項に規定する競争に参加する者に必要な資格を有することを認められることを、指名競争の場合にあつては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。
- 4 契約を担当する職員は、第1項の資格審査の申請があつた場合において、開札の日時まで同項の規定による審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。

(郵便等による入札)

第10条 契約を担当する職員は、特定調達契約につき郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札を禁止してはならない。

(技術仕様) (新設)

第11条 学長又はその委任を受けた職員が、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は欧州連合若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、これらの技術仕様に関し、次のことを確保し

ない。

- 2 契約を担当する職員は、特定調達契約に係る指名競争の場合においては、前項に規定する審査の結果、第4条第1項に規定する資格を有すると認められた者のうちから、指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、前条第3項に規定する事項及び第4項各号に掲げる事項を通知しなければならない。
- 3 契約を担当する職員は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請を行った者から入札書が第1項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札のときにおいて、一般競争の場合にあつては第4条第1項に規定する競争に参加する者に必要な資格を有することを認められることを、指名競争の場合にあつては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。
- 4 契約を担当する職員は、第1項の資格審査の申請があつた場合において、開札の日時まで同項の規定による審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。

(郵便等による入札)

第9条 契約を担当する職員は、特定調達契約につき郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札を禁止してはならない。

なければならない。

(1) 契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適当なものであること。

(2) 客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。

2 学長又はその委任を受けた職員は、調達の実施に関する環境上の条件を定めることができる。ただし、当該環境上の条件が、国際約束に定める規則と両立しており、かつ、調達計画の公示において又は調達計画の公示若しくは入札説明書として使用される他の公示において示されている場合に限る。

(入札説明書の交付)

第12条 契約を担当する職員は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付そうとするときは、これらの競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。

(1) 第7条又は第8条第2項の規定により公告又は公示するものとされている事項（ただし、第7条第1項第8号に掲げる事項を除く。）

(2) 調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細

(3) 開札に立ち会う者に関する事項

(4) 契約を担当する職員の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地

(5) 契約の手続きにおいて使用する言語

(6) 契約の手続において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項

(7) その他必要な事項

(落札) (新設)

第13条 学長又はその委任を受けた職員は、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該価格が補助金の交付を考慮に入れたものであるかどうかについて当該入札書を提出した供給者に確認を求めることができる。

(入札説明書の交付)

第10条 契約を担当する職員は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付そうとするときは、これらの競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。

(1) 第6条又は第7条第2項の規定により公告又は公示するものとされている事項（ただし、第6条第1項第8号に掲げる事項を除く。）

(2) 調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細

(3) 開札に立ち会う者に関する事項

(4) 契約を担当する職員の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地

(5) 契約の手続きにおいて使用する言語

(6) 契約の手続において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項

(7) その他必要な事項

第14条～第15条 (略)

(一般競争又は指名競争に関する記録)

第16条 契約を担当する職員は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について、記録(契約の手續において電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。)を作成し、落札の日から少なくとも3年間保管するものとする。

- (1) 入札者及び開札に立ち会った者の氏名
- (2) 入札者の申込みに係る価格
- (3) 落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由
- (4) 無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由
- (5) 第9条第4項の規定により通知した場合には、その通知に関する事項
- (6) その他必要な事項

第17条～第20条 (略)

附 則

- 1 この細則は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定が効力を生ずる日から施行する。
- 2 この細則は、この細則の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

【改正理由】

2018年7月17日に「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定」(以下「協定」という。)への署名が行われ、第197回国会(平成30年臨時国会)において協定締結について承認されたことに伴い、所要の改正を行うとともに規定の整備を図るものである。

第11条～第12条 (略)

(一般競争又は指名競争に関する記録)

第13条 契約を担当する職員は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について、記録(契約の手續において電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。)を作成し、落札の日から少なくとも3年間保管するものとする。

- (1) 入札者及び開札に立ち会った者の氏名
- (2) 入札者の申込みに係る価格
- (3) 落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由
- (4) 無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由
- (5) 第8条第4項の規定により通知した場合には、その通知に関する事項
- (6) その他必要な事項

第14条～第17条 (略)